

議案第53号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
建築指導課	建築基準法の改正による建築確認業務の増加及び兵庫県福祉のまちづくり条例の法委任条例化に伴い、関連手数料の見直しを行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

**【改正背景】 (1) 平成19年建築基準法の改正**

平成17年に発生した耐震強度構造計算書偽装事件（姉歯事件）を受け、構造計算適合性判定制度の新設や建築確認・検査の指針の策定など、建築確認・検査の方法や内容が厳格化された。この結果、審査時間が大幅に増え、全国で建築会社が倒産するなどのケースが続出したため、国交省において以下の取組みが実施されてきた。

- ① 平成19年1月：申請図書の簡素化等（建築基準法施行規則の改正）
- ② 平成22年 6月：確認手続き等の運用改善
- ③ 平成23年 5月：確認手続き等の運用改善

本市においてもこれらの国の動向を確認し、建築確認手続き等の手数料見直しを検討したもの。

**(2) 兵庫県福祉のまちづくり条例の法委任条例化**

兵庫県福祉のまちづくり条例（以下「県条例」という。）が平成22年12月16日に改正され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の委任規定が適用される法委任条例となり、県条例で規定されている「建築物バリアフリー化のための整備基準」が建築基準関係規定に追加された。

特別特定建築物等に係る基準適合義務（法委任規定により、県条例にて義務付けを明確化するもの）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設</li> <li>・ 医療施設</li> <li>・ 教育文化施設</li> <li>・ 官公庁</li> <li>・ 100㎡以上の店舗等</li> <li>・ 21戸以上の共同住宅</li> <li>・ 3000㎡以上の事務所等</li> </ul>	<p>＜手続＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築確認として審査・検査 （条例に基づく届出は不要）</li> <li>● 所管行政庁の指導・勧告・命令・罰則 （バリアフリー法の委任規定）</li> </ul>
---	--

**(3) (1)及び(2)に伴うバリアフリー法認定手数料等の適正化**

バリアフリー法による特定建築物の認定については、法制定時よりその立法趣旨（高齢化社会到来に向けた特定建築物のバリアフリー化の促進）を鑑みて、認定手数料を徴収することなく運用してきており、申請者の申出により確認審査（建築基準法の確認申請審査）を認定審査の中で併せて行う場合にあつては、同法の趣旨から確認審査手数料相当分についても徴収する事なく運用してきたところであった。

今般、建築業界を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、(1)による建築確認業務の増加及び構造計算適合性判定制度の創設並びに(2)によるバリアフリー基準の義務化を経て、確認申請手続き等の手数料の見直しに合わせてバリアフリー法認定等手数料の適正化についても検討した結果、申請者の申出により行われる認定と併せた確認審査手数料相当分（構造計算適合性判定に係る手数料相当分を含む）については、通常の建築確認申請と同様に徴収するため、手数料条例を改正しようとするもの。

**【関係法令】** 建築基準法（昭和25年法律第201号）  
福祉のまちづくり条例（平成4年10月9日 兵庫県条例第37号）  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

**【改正内容】** ● 手数料（建築基準法に基づく手数料）の増額  
① 建築物等に関する確認申請又は計画通知手数料の増額  
② 建築物等に関する完了検査申請又は完了通知手数料の増額  
● 手数料項目の追加（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査手数料）

**【施行期日】** 平成24年 9月 1日

**【経過措置】** 改正後の手数料条例別表の規定は、施行日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。